

職場内で掲示、回覧によりご周知ください。



マイナ保険証で受診ください



令和6年12月2日から

**現行の健康保険証は新たに発行されなくなり
マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します**

ご担当者様へ

お願い
1

「マイナ保険証」を利用した受診を積極的に呼びかけてください

新規採用者の方、新たに扶養に入る方のうち

- ▶ マイナンバーカードをお持ちでない方
- ▶ マイナンバーカードの保険証利用登録をされていない方

以上の方がいる場合、マイナンバーカードの取得、保険証の利用登録及び「マイナ保険証」を利用した受診を積極的に呼びかけてください。

※「健康経営優良法人認定制度」の調査項目に、事業主のマイナ保険証の利用促進の取り組み状況が追加される予定です。



お願い
2

資格取得届・被扶養者異動届を提出する際はマイナンバーを記載し
就職後5日以内に日本年金機構にご提出ください

■「被保険者資格取得届」記入例（申請方法等詳細は「日本年金機構」HPをご確認ください）



「マイナンバー」を必ず記載してください

[illegible]

●「資格確認書」の発行について

マイナンバーカードを持っていない、または
マイナンバーカードをお持ちでも「保険証の利用登録」をされていない場合は、

☒を入れてください

※ ☒を入れていない場合、「資格確認書」発行までに1～2か月かかります。

CHECK!

2024年12月2日以降の受診方法

受診方法	年	2024年												2025年												2026年											
	月	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	...										

※制度改正後使用可能

※経過措置期間
終了後使用不可

※制度改正後使用可能

詳しい受診方法は
こちらの動画をご覧ください。
(YouTube～健康保険組合連合会～)



マイナ保険証についての
特設サイトはこちら



協会けんぽマイナンバー専用ダイヤルをご利用ください

電話番号 **0570-015-369**

開設時間 8時30分～17時15分(土日祝日を除く)

対応言語 英語、中国語、韓国語、スペイン語、タガログ語 他
22か国語でのお問い合わせに対応しています

内容 マイナ保険証、資格情報のお知らせ、
資格確認書やオンライン資格確認等に関するお問い合わせ



マイナンバー制度やマイナンバーに関する一般的なお問い合わせは
国のマイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)にお問い合わせください。



全国健康保険協会 愛媛支部
協会けんぽ